

熊連協主催「学習会」運営要領書

1. 目的

- 1) 本要領書は、彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会(以下熊連協という)が主催する「学習会」運営に関わる基本的事項について定める。
- 2) この要領書により、「学習会」が円滑に開催されることを目的とする。

2. 所管部署

- 1) 学習会の所管部署は総務部とし、当部内にある学習会幹事会が協議・検討し具体的な「学習会開催要領(案)」(以下要領案という)を作成する。
- 2) 学習会幹事会は、熊連協理事の中の相当人員(幹事)で構成する。
- 3) 学習会幹事会の議長は、総務部長とする。
- 4) 学習会幹事会は、必要に応じ総務部長が当該幹事を招集し開催する。
- 5) 要領案は、理事会の承認を得るものとする。
- 6) 承認された要領案を以下「学習会開催要領」という。

3. 要領案への記載事項

- 1) 次の事項は必ず要領案に記載するものとする。
 - ① 開催目的
 - ② 開催日時
 - ③ 開催場所
 - ④ 学習演目
 - ⑤ 出演者
 - ⑥ 予算案
 - ⑦ 注意・禁止事項

4. 実施・運営部署

- 1) 学習会の運営部署は、学習会実行委員会(以下実行委員会という)とする。
- 2) 実行委員会は、幹事および幹事の期より選任された学習会実行委員により構成する。
- 3) 実行委員会の委員長は総務部長とし、必要に応じ副委員長を任命できる。
- 4) 実行委員会は、必要に応じ委員長が当該委員を招集し開催する。
- 5) 実行委員会で協議・決定した事項は、当該委員長が理事会に報告するものとする。

5. 運営の流れと幹事・実行委員の任務

学習会開催時期は前半期のため、前年度から企画立案し、会場確保や出演者交渉等が必要なことから、幹事・実行委員は以下の運営に努める。

時期	実施項目	具体的実施・作業内容	対象担当者
～前年度	本年度の企画立案	前年度中に開催日、予算、演目概案決定	前年度 幹事
6月～	学習会準備作業	役割分担・プログラム・備品看板準備・他	幹事・実行委員
8～9月	学習会開催当日	各係任務(受付・舞台・司会・駐車場・他)	幹事・実行委員
閉会直後	評価・総括・決算	次年度への改善・課題	幹事・実行委員
～本年度	来年度の企画立案	本年度中に開催日、予算、演目概案決定	本年度 幹事

6. 実行委員会の役割

- 1) 実行委員会は、先に承認された「学習会開催要領」に基づき次の事項を実施する。
 - ① 出演者との詳細打合せ ② 会場下見打合せ ③ 案内書・プログラム作成
 - ④ 備品看板準備・会場準備 ⑤ 来場者数集計 ⑥ 募金活動と善意金の集計
- 2) 広報部と連携し、内外への広報活動
- 3) 学習会開催当日の受付、接待、会場内外の4S(整理・整頓・清潔・清掃)および安全対策、事件、事故の防止、火気管理
- 4) 地震等災害時の危機管理

7. 実行委員の役割

- 1) 実行委員長は、総合指揮を担当し全体を把握する。
- 2) 実行委員は、それぞれの役割分担に基づき、事前の準備と開催当日の各係を担当する。尚、各係の責任者は幹事とする。
- 3) 各係には、司会進行係・受付係・案内係・舞台準備係・駐車場誘導係等がある。
- 4) 会場環境等、状況により係を適宜決定する。(必要の可否は実行委員会で決定する)
- 5) 主な係別具体的役割
 - ① 総合指揮
進行状況把握・各役割責任者との情報収集・接待・非常時対応等の全体統括
 - ② 司会進行係
シナリオ作成・出演者プロフィール・会場注意事項・非常時対応・マナー
 - ③ 受付係
受付レイアウト・人の配置・看板表示方法・入場券集計方法・募金活動
 - ④ 案内係
出演者、来場者の案内・混雑規制・非常時の案内・開場時間調整やり取り
 - ⑤ 舞台準備係
舞台上での事前準備と配置・演目毎の準備と配置・表示やめくり
 - ⑥ 駐車場誘導係
出演者専用駐車場所確保・案内表示板・駐車場規制案内・熱中症対策

8. 評価・総括および報告

- 1) 学習会幹事会、学習会実行委員会およびその他学習会に関与した者(広報部員等)は、学習会終了後、当該学習会を評価・総括するものとする。
- 2) 評価・総括事項は次のとおりとする。
 - ① 問題点 ② 良かった点 ③ 費用の予算・実績対比 ④ 次回への対応策
- 3) 学習会実行委員長は、評価・総括結果を理事会に報告するものとする。

9. 次回開催必要事項の検討

- 1) 次回学習会が円滑に開催されるよう、現学習会幹事会は次のことを検討・決定し、次年度事業計画に反映するものとする。
 - ① 開催日時と開催場所の決定と予約
 - ② 予算案の作成
 - ③ 演目出演者交渉
- 2) 総務部長は、前項①②③を理事会に報告、承認を得るものとする。

10. 本要領書の改廃

- 1) 本要領書の改廃は、必要に応じ学習会幹事会で協議・決定し、理事会の承認を得るものとする。
- 2) 本要領書に定めのない事項は、学習会幹事会で定める。

【附 則】

- 1) 本要領書は、平成29年12月21日から適用する。

以上